

海上保安庁長官 殿

国 土 交 通 大 臣

平成30年度に海上保安庁が達成すべき目標についての評価

中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）第16条第6項第2号の規定に基づき、平成30年度に海上保安庁が達成すべき目標についての評価を次のとおり実施したので、通知する。

I 海上保安庁が達成すべき目標についての評価にあたって

この評価は、実施庁が目標を達成したかどうかを判断するとともに、目標を達成するために必要な措置等が講じられたかどうか等を視点として評価するものであり、評価結果は、実施庁の効率的な業務執行に活かされるべきものである。

II 海上保安庁が達成すべき目標についての評価

1. 領土・領海の堅守、海上保安体制の充実強化について

目 標
<p>外国公船による領海侵入等や外国海洋調査船の活動の活発化、その他重大な事案が発生するなど、我が国周辺を取り巻く状況がますます厳しくなっている情勢を踏まえ、領海及び排他的経済水域等の監視警戒・取締りを厳格に実施する。また、こうした状況に対応するため、平成28年12月に決定された「海上保安体制強化に関する方針」等に基づき、計画的に海上保安体制の強化を進める。</p> <p>[具体的な目標]</p> <ul style="list-style-type: none">・ 我が国領海等への外国公船の接近・侵入、外国漁船による違法操業、排他的経済水域及び大陸棚における外国海洋調査船による調査活動、大和堆周辺海域における北朝鮮漁船等の活動に厳正に対応すること。加えて、日本海沿岸部への木造船の漂流・漂着等に細心の注意をもって対応すること。【主要】・ 尖閣領海警備体制の強化と大規模事案の同時発生に対応できる体制の整備、広大な我が国周辺海域における監視体制の強化のため、巡視船・航空機等の整備や情報通

信体制の強化を進めること。また、海上保安業務対応能力の向上を図るため、教育施設の拡充を進めること。【主要】

- ・ 法の支配に基づく海洋秩序維持の重要性をアジア諸国との間で共有し、アジア諸国の海上保安機関に対する能力支援向上や協力関係の強化を図ること。【主要】

評 価

目標達成

領海及び排他的経済水域等の監視警戒・取締りについては、以下具体的に述べる通り、厳格に実施したと認められる。また、「海上保安体制強化に関する方針」等に基づき、計画的に海上保安体制の強化を進めたと認められ、「目標達成」と評価する。

【具体的な目標についての所見】

- ・ 尖閣諸島周辺海域における中国公船による領海侵入に対し、必要に応じ全国からの応援派遣により必要な勢力を確保し、領海に侵入しないよう警告するとともに、警告にも関わらず領海に侵入した場合には、退去要求や進路規制を行い、領海外に退去させた。なお、平成30年度の中国公船による領海侵入件数は22件（前年度27件）であった。
- ・ 外国漁船による違法操業等に対応するため、規制能力強化型巡視船9隻（昨年度3隻）を配備した。なお、平成30年度は、尖閣諸島周辺海域において、中国漁船105隻（前年度7隻）、台湾漁船358隻（前年度126隻）に対して、領海からの退去警告を実施し、排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律違反の疑いで7隻を現行犯逮捕した。
- ・ 我が国の排他的経済水域における外国海洋調査船による事前の同意を得ない調査活動等（以下、「特異行動」という。）を早期に発見、対応できるよう巡視船、航空機による警戒監視を行った。外国海洋調査船による特異行動に関する情報を入手した場合は、巡視船、航空機を現場海域に派遣し、当該調査船の活動状況等の確認を行い、巡視船、航空機により中止を要求するなど、その時々状況に応じた適切な対応を行った。なお、平成30年度は、6件（前年度15件）の外国海洋調査船による特異行動が確認された。
- ・ 大和堆周辺海域における北朝鮮漁船等の違法操業への対応については、イカ釣り漁の漁期（6月）前の5月下旬から、大型巡視船を含む複数隻の巡視船を大和堆周辺海域に配備し、同海域に近づこうとする北朝鮮漁船に対応した。なお、平成30年度は、延べ1,600隻以上（前年度1,900隻以上）の北朝鮮漁船に退去警告を行い、そのうち、延べ500隻以上（前年度300隻以上）に対し放水を実施し、我が国排他的

経済水域の外側に向け退去させ、大和堆周辺海域への接近を許さなかった。

- 日本海沿岸部への漂流・漂着木造船等への対応については、巡視船艇・航空機による巡視警戒の強化等により、早期発見に努め、情報を入手した場合には海上保安官を現場に向かわせ、船体や船内の状況を詳細に調査するとともに、生存者がいる場合には徹底した事情聴取等を行い、漂流・漂着に至った経緯などを調査した。なお、平成 30 年度は、北朝鮮からのものと思料される漂流・漂着木造船等が 272 件確認された。
- 「海上保安体制強化に関する方針」に基づき、尖閣領海警備体制の強化と大規模事案の同時発生に対応できる体制の整備や海洋調査体制の強化等のため、ヘリコプター搭載型巡視船 2 隻、大型巡視船 2 隻、大型測量船 1 隻を進水させるとともに、巡視船 2 隻に対する映像伝送装置の整備により情報通信体制の強化を行った。また、教育施設については、海上保安学校の艇庫兼総合実習棟の整備に着手した（令和 2 年度完成予定）。
- 21 か国 1 地域が参加するアジア海上保安機関長官級会合（HACGAM）の第 14 回会合がバングラデシュで開催され、法の支配に基づく海洋秩序維持の重要性をアジア諸国との間で共有し、アジア諸国の海上保安機関に対する能力支援向上や協力関係の強化を図る課題に対し、各国・機関が「搜索救助」、「海洋環境保全」、「海上不法活動の予防・取締り」及び「人材育成」の 4 分野について、取り組み状況を発表し、また、各国の海上保安に関する連携が、地域の海上交通安全の確保と促進に有効であることが確認され、この連携を維持・発展させること等に合意する共同宣言を採択した。
- 58 か国 8 国際機関等が参加した世界海上保安機関実務者級会合に、アジアからは 19 か国を日本に招待し、世界の海上保安機関をつなぐ新たな教育等に関して具体的な検討を始めることについて、実務者レベルの理解を得た。
- 能力向上支援の専従部門である海上保安庁モバイルコーポレーションチームを、アジア 6 か国にのべ 11 回派遣し、法執行能力の向上等各種研修を通して各国海上保安機関職員的能力向上に寄与した。

2. 海上における治安の確保について

目 標
海上における治安の確保に関し、犯罪、紛争等に関する積極的な情報収集活動等を

<p>通じて事態を正確かつ迅速に把握し、密輸、密航等の海上犯罪を厳正かつ的確に取り締まるとともに、テロ活動等に対する警備を的確に行う。</p> <p>[具体的な目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「海上におけるテロ活動」及び「海上からのテロ活動」による被害発生件数を0件とすること。【主要】
<p>評 価</p>
<p>目標達成</p> <p>密輸等の海上犯罪については、薬物事犯を15件、銃器事犯を1件、密航事犯を2件摘発し、密輸、密航等の海上犯罪を厳正かつ的確に取り締まっていると認められ、またテロ活動等に対する警備についても的確に行っていたと認められるため、「目標達成」と評価する。</p> <p>【具体的な目標についての所見】</p> <p>原子力発電所、石油コンビナート等の重要インフラ施設に対する巡視船艇・航空機による警戒のほか、旅客ターミナル、フェリー等のいわゆるソフトターゲットに重点を置いた警戒を実施した。また、海事・港湾業界団体と関係機関が参画する「海上・臨海部テロ対策協議会」を開催し、官民一体となったテロ対策について議論・検討を行うなどして、平成30年度の「海上におけるテロ活動」及び「海上からのテロ活動」による被害発生件数は0件であった。</p>

3. 海難の救助について

<p>目 標</p>
<p>海難の救助に関し、即応体制を常に整えておくとともに、情報の早期入手及び救助勢力の早期投入を図り、迅速かつ的確な救助を行う。</p> <p>[具体的な目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 要救助海難に対する救助率を95%以上とすること。【主要】 ・ 海難救助には速やかな救助の要請が必要であり、周知・啓発に取組み、海難発生後2時間以内での海上保安庁関知率を平成32年度までに85%以上とすること。
<p>評 価</p>
<p>相当程度進展あり</p> <p>海難発生後2時間以内での海上保安庁関知率については、さらに一層の取組みが必要であるが、主要な具体的な目標である要救助海難に対する救助率は、迅速な救助活動等により引き続き目標を達成しており、「相当程度進展あり」と評価する。</p>

【具体的な目標についての所見】

- 海難の発生に備えた救助体制の充実強化、民間救助組織との連携・協力を努めた結果、平成 30 年の要救助海難に対する救助率（要救助者に対する救助成功者の割合）は 96%（前年 96%）であり目標を達成した。
- 海難発生後 2 時間以内での海上保安庁関知率については、「ライフジャケットの常時着用」、「防水パック入り携帯電話等の連絡手段の確保」、「緊急通報用電話番号『118 番』の有効活用」を基本とする自己救命策確保を推進する各種キャンペーン活動、広報媒体を活用した周知・啓発活動等を行い関知率の向上に向けた取組を進めているところであるが、平成 30 年の海上保安庁関知率は 75%（前年 76%）に留まった。

4. 海上交通の安全確保について

目 標
<p>海上交通の安全確保に関し、航路標識の整備等を計画的に行うとともに、関係法令に基づく規則、指導及び情報提供等を的確に行うことにより、海難の未然防止を図る。</p> <p>[具体的な目標]</p> <ul style="list-style-type: none">• ふくそう海域における、情報の聴取義務化の施策等により低発生水準となった衝突・乗揚事故の発生率（通航隻数 100 万隻当たり 76 隻以下）を維持確保するとともに、航路閉塞や多数の死傷者が発生するなどの社会的影響が著しい大規模海難の発生数を 0 件とすること。【主要】• 我が国周辺で発生する船舶事故隻数を平成 32 年度までに少なくとも 2,000 隻未満とすること。【主要】
評 価
<p>相当程度進展あり</p> <p>的確な情報提供や管制などにより、ふくそう海域における衝突、乗揚事故の発生率は低水準を維持し、大規模海難の発生も 0 件となった。また、船舶事故隻数は昨年度に比べ増加したが、まれに見られる自然災害により船舶事故が増加した点を考慮すると、おおむね目標に近い実績を示せたと認められることから「相当程度進展あり」と評価する。</p> <p>【具体的な目標についての所見】</p> <ul style="list-style-type: none">• 平成 30 年のふくそう海域（東京湾、伊勢湾、瀬戸内海及び関門海峡）において、海上交通センターによる 24 時間体制の的確な情報提供や管制など、船舶事故の未然防止に努めた結果、平成 30 年度のふくそう海域における衝突・乗揚事故の発生率は通

航隻数 100 万隻あたり 59 隻（前年度 59 隻）と低水準を維持し、また、社会的影響が著しい大規模海難の発生数も平成 30 年度は 0 件（前年度 0 件）であった。

- また、船舶事故の約 7 割を占める小型船舶（プレジャーボート、漁船、遊漁船）の安全対策を推進するため、国の関係機関や民間団体と連携し、漁港やマリーナ等で訪船指導及び海難防止講習会を行ったほか、海洋レジャーに役立つ情報を「ウォーターセーフティガイド」としてまとめ、海上保安庁ホームページ等で周知を図るなど、安全啓発活動を行ったところであるが、25 年ぶりに「非常に強い」勢力で日本列島に上陸した台風 21 号等の自然災害による船舶事故の発生が増加したことが一因となり、平成 30 年の我が国周辺で発生した船舶事故隻数は、2,178 隻（前年 1,959 隻）であった。（平成 30 年に発生した台風・異常気象の影響による船舶海難は 267 隻（前年比 120 隻増加）、このうち平成 30 年 6 月下旬から 7 月上旬に西日本を中心に襲った豪雨、9 月 4 日に上陸した台風 21 号及び 9 月 30 日に上陸した台風 24 号により、238 隻が海難に至った）

5. 海上防災・海洋環境の保全について

目 標
<p>大規模な油等排出事故や巨大地震の発生等による海上災害の発生リスクに対し防災対策を推進するとともに、油の不法排出や廃棄物の不法投棄等による海洋汚染を防止し、海洋環境の保全に貢献する。</p> <p>[具体的な目標]</p> <ul style="list-style-type: none">• 大規模地震・津波等の自然災害、原子力災害及び油や有害液体物質の流出に伴う海上災害の発生時における災害対応能力の強化を図るとともに、関係機関と連携し、発災初期の情報共有にかかる内容をより充実させた合同防災訓練を平成 30 年度に 350 回以上実施すること。【主要】• 油の不法排出や廃棄物の不法投棄等による海洋汚染の防止を図るため、海事・漁業関係者を対象とした海洋環境保全講習会による指導、若年齢層を含む一般市民を対象とした海洋環境保全教室による啓発活動を平成 30 年度に 500 回以上実施すること。【主要】
評 価
<p>目標達成</p> <p>災害対応能力の強化を図るとともに、合同防災訓練の実施回数は目標を達成している。また、海洋汚染を防止についても、指導、啓発活動の実施回数が目標を達成しているため、「目標達成」と評価する。</p> <p>【具体的な目標についての所見】</p>

- 航路標識の耐震補強、耐波浪補強及びLED灯器の耐波浪化による防災対策に係る整備を推進するとともに、迅速な対応勢力の投入や非常時における円滑な通信体制の確保等を念頭においた防災訓練等、関係機関と連携した合同防災訓練合計 481 回（前年度 438 回）実施しており、目標を達成した。
- 平成 30 年度において、海事・漁業関係者、マリレジャー関係者等を対象にした海洋環境保全講習会による指導を 137 回（前年度 142 回）、一般市民を対象とした海洋環境保全教室による啓発活動を 301 回（前年度 282 回）、海浜清掃を通じて海洋環境保全の意識高揚に繋げる漂着ごみ分類調査を 108 回（前年度 93 回）、合計で 546 回（前年度 517 回）実施しており、目標を達成した。

6. 海象の観測等について

目 標
<p>海上の安全確保、海洋権益の確保、防災情報の整備・提供といった様々な目的のために適切に海洋調査を実施するとともに、海洋における活動の基盤情報となる調査成果を集約し、目的に応じた効果的な情報提供を実施する。</p> <p>[具体的な目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> • 従来、各省庁に提供されてきた衛星画像、風向風速、海流、降水分布等の海洋情報を効果的に集約・共有し、広域性・リアルタイム性等を高めた海洋情報を、海運、漁業などの多くの産業分野に提供する「海洋状況表示システム」の整備を進め、平成 30 年度末に運用を開始すること。【主要】 • 測量船の整備等により、海洋調査体制を強化し、他国による海洋境界の主張に対し、我が国の立場を適切な形で主張していくために必要な海洋調査等を計画的に実施すること。【主要】 • 全国 20 箇所を設置されている験潮所における験潮の成果から平均水面等を公表（毎月）し、天文最低低潮面等を求めること。また、観測結果を地震予知等に活用するため、気象庁（リアルタイム）及び国土地理院（毎月）に提供すること。【主要】
評 価
<p>目標達成</p> <p>海上の安全確保等の目的のために適切に海洋調査を実施していると認められ、また、験潮による成果から平均水面及び天文最低低潮面の算出・公表や関係機関への適時・適正な情報提供を行っているため、「目標達成」と評価する。</p> <p>【具体的な目標についての所見】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 平成 31 年 3 月より政府部内向け、4 月より一般向けに「海洋状況表示システム」の運用を開始した。

- 平成 31 年 3 月に大型測量船「平洋」を進水させ海洋調査体制を強化するとともに、航空機によるレーザー測量、AOV（自律型海洋観測装置）による観測により、詳細な低潮線等の調査を行った。
- 海上保安庁が所管する全国 20 箇所の験潮所において、験潮による成果から平均水面及び天文最低低潮面を算出し、潮位月表をインターネットHPにより毎月公表するとともに潮汐表を刊行した。また、観測結果のうち、験潮データを気象庁にリアルタイムで転送し、全球測位衛星システムデータの解析結果を国土地理院に毎月提供した。